

仕 様 書

1 業務名

豊平館外部修繕業務

2 対象施設

豊平館（札幌市中央区中島公園 1－20）

3 業務期間

契約の日から、令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

4 修繕内容（別添資料①修繕箇所 参照）

（1）半地下採光窓修繕（別添資料②半地下採光窓写真 参照）

- ・別添資料①で示した箇所の採光窓 4 つについて、別添資料②で示した部位の腐朽建具、ガラスの交換、新規塗装を行うこと。
- ・修繕のために窓枠全体を取り外す際の、周囲の詰めモルタル除去は必要最小限とするよう留意すること。
- ・窓枠全体を取り外したのち、建具部材の腐朽度合いを改めて確認し、別添資料②で示した範囲で再用可能な状態の部材があれば再用すること。
- ・交換する建具に使用する木材は、既存建具と同様の材種（タモ）および品位（上小節）を確保したものを使用すること。
- ・ガラスについては、既設のすりガラスを確認し、その同等品を現時点で手に入る代替品から選定して使用すること。
- ・塗装に用いる顔料は、豊平館保管の資料及び色サンプルを基に既存塗膜と照らし合わせて配合量を決定すること。また、塗装前にはボイル油を塗布すること。

半地下採光窓修繕 内訳			
【仮設工事】			
外部仮囲い架け払い	ガードフェンスH1800 設置期間1カ月	4	カ所
【木工事】			
敷居交換	タモ材（外材） 既存撤去共	4	カ所
窓建枠一部取替	タモ材（外材） 既存撤去共	1	カ所
窓建具交換	600×900程度 タモ材（外材）建具共	1	カ所
硝子交換	310×400	2	枚
窓周り詰めモルタル撤去	妻窓1カ所大引き干渉部下部斫り撤去共 電動ピック＋手斫り 撤去モルタル袋詰め集積、養生、整理整頓共	3	カ所
窓周り詰めモルタル補修		3	カ所
窓周りコーキング	一液ウレタン	3	カ所
運搬		1	式
【塗装工事】			
外壁塗装更新	材工（半地下採光窓600×900 鉄格子共） 既存塗膜除去：木部RB種 下塗：木部下塗調合ペイント塗り （JASS18M-304） 中塗・上塗：木部合成樹脂調合ペイント塗り （JIS5516）	4	カ所

(2) 西バルコニー手摺修繕（別添資料③手摺子写真 参照）

- ・別添資料③で示した西バルコニー手摺子 1 本について、新規作製・交換をすること。
- ・新規手摺子の取り付けには、笠木は取り外さずに行うこと。
- ・豊平館が重要文化財であることを考慮し、既存部位の仕様変更を最低限とする目的で、新規手摺子のみ既存仕様から変更した加工を認めるものとする。（既存の笠木・地覆への手摺子の取り付け仕様については、別添資料④を参照すること）
- ・新規手摺子のほぞ部分の構造及び設置方法は別添資料⑤を参考とすること（新規手摺子の溝長さやほぞの詳細寸法・構造については、既存手摺子を撤去したのち、寸法等を調査した上で決定するものとする。）
- ・新規手摺子に使用する木材については、既存手摺子と同様の材種（タモ）および品位（上小節）を確保したものを使用すること。
- ・西バルコニーの塗装劣化部分について、既存塗装の浮き等をケレンで剥離し、全体的に新規塗装を行うこと。
- ・塗装に用いる顔料は、豊平館保管の資料及び色サンプルを基に既存塗膜と照らし合わせて配合量を決定すること。また、塗装前にはボイル油を塗布すること。

西バルコニー手摺修繕			
【直接仮設】			
高所作業車	運搬共	1	台日
【木工事】			
手摺作製	タモ材(外材) 櫛型作製含む	1	本
撤去取付		1	本
【塗装工事】			
材料	ウルトラマリンブルー 調合白亜鉛B(白) ボイル油	1	セット
新規手摺塗装施工	1本 3工程 工場塗装	1	本
既設手摺全体塗装施工	1回塗り	1	式

5 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、担当課と施設の指定管理者と十分打ち合わせを行い、承認を得た上で、施設運営に支障のないよう円滑な進行を計ること。なお、業務従事者は十分な経験を有した者が実施すること。
- (2) 本施設は国指定重要文化財のため、建物の保存管理に影響を及ぼすことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) 業務完了後の清掃、片づけ等については、確実に実施すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。
- (5) 作業中は「作業中」「注意」の看板等を標示するとともに、通行人の安全確保について十分に注意すること。
- (6) 資材運搬車や高所作業車の搬入で中島公園内を走行する場合は、建設局みどりの管理課への届け出を行い、日程の調整等を行うこと。
- (7) 塗装に用いた顔料が一部余った場合は、以後の修繕時に使用する目的で適切な場所に保管すること。保管場所については指定管理者の指示に従うこと。

6 受託者の負担の範囲

- (1) 修繕に必要な工具、及び保安材料、消耗部材等についても受託者の負担とする。
- (2) 塗装に用いる顔料は、受託者にて準備（18L 缶）・使用すること。なお、乳白色は調合ペイント白亜鉛 B 白を原色のまま使用し、ウルトラマリンブルーは、豊平館保管の資料および過去に既存塗膜と照らし合わせて決定した顔料配合量を参考に調合したものを使用する事。
- (3) 発生した廃材等の処理・処分にあたっては、受注者が責任を持って適正に廃棄すること。
- (4) 産業廃棄物の処分が終了したときは、直ちにマニフェスト D、E 票又は電子マニフェストの処分終了報告コピーを添付し、委託者に提出すること

7 提出書類

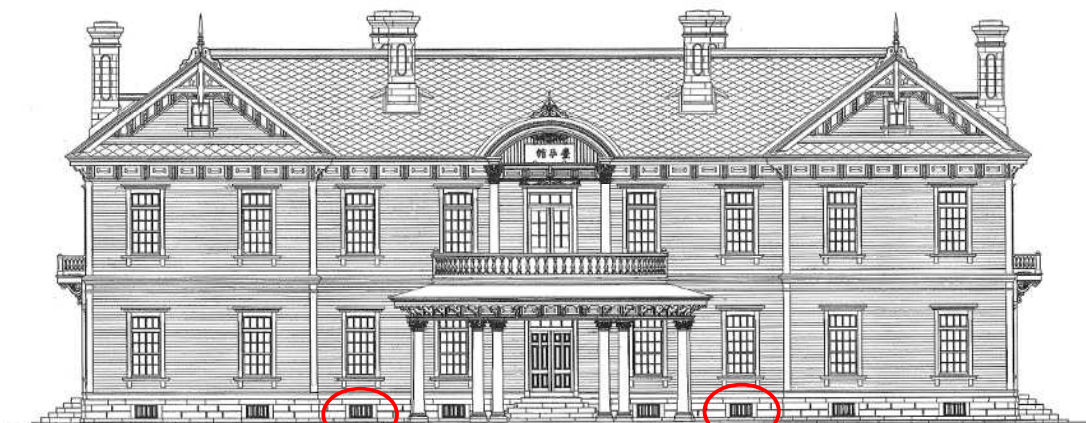
提出書類	部数	提出期限	備考
業務完了時			
・業務完了届	1	完了と同時	
・業務報告書	1	工期末	修繕の詳細および写真など

提出書類はすべて A 4 サイズとする

8 写真撮影要領

使用材料、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

別添資料① 豊平館修繕位置図



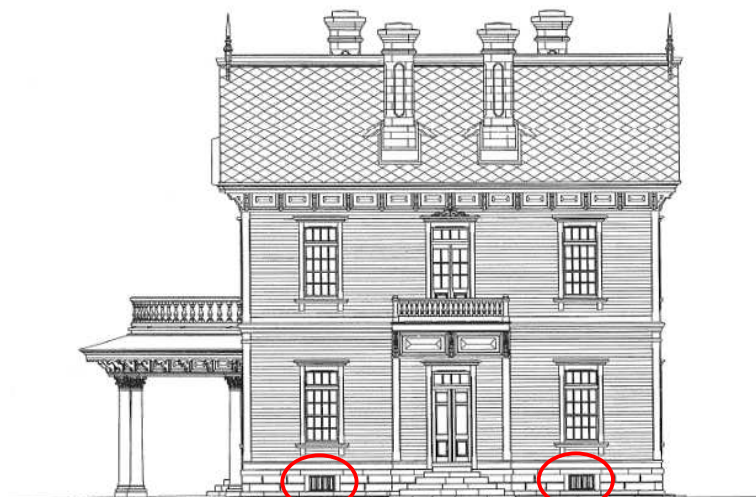
採光窓①

ガラス、敷居、縦枠（約1/3）交換

【正面図】

採光窓②

木部全交換



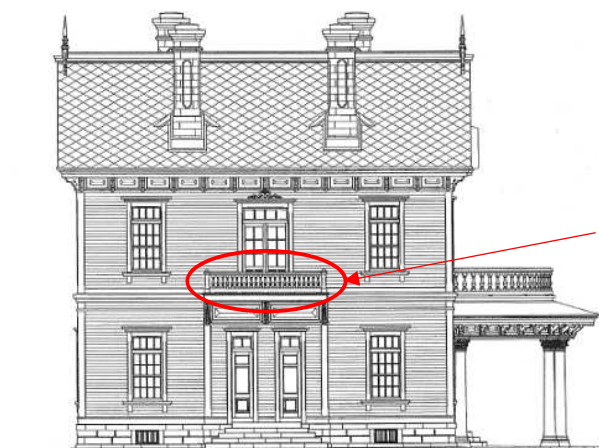
採光窓③

ガラス、敷居交換

【東側面図】

採光窓④

敷居交換



西側バルコニー

手摺子1本交換修繕
全体再塗装

【西側面図】

別添資料② 半地下採光窓写真



No. 1

半地下採光窓①

現状写真

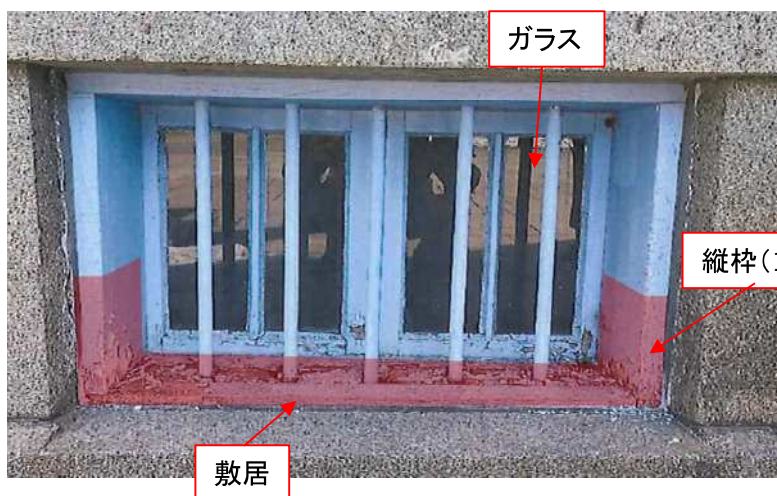


No. 2

半地下採光窓①

現状写真

(ガラス割れ部)



No. 3

半地下採光窓①

【交換部分】

敷居

縦枠(約1/3)

ガラス

No. 4

半地下採光窓②

現状写真



No. 5

半地下採光窓②

【交換部分】

左図赤塗の木部

※鉄格子5本、ガラスは

既存のものを流用



鉄格子、ガラスは既存品流用

余 白



No. 6

半地下採光窓③

現状写真

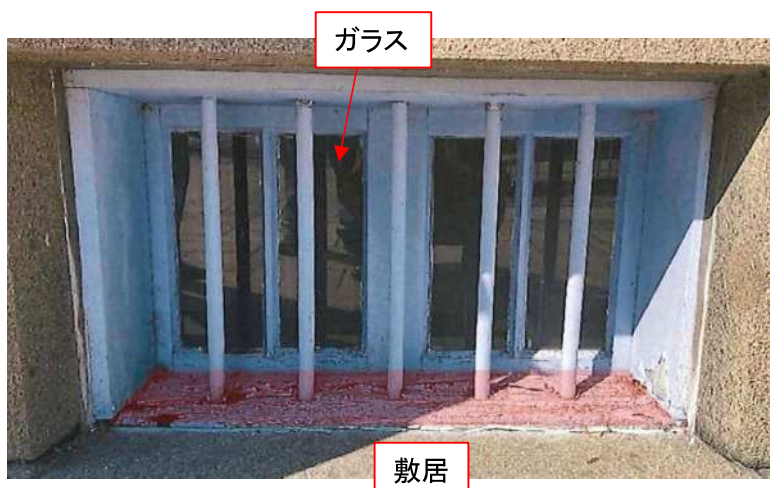


No. 7

半地下採光窓③

現状写真

(ガラス割れ部)



No. 8

半地下採光窓③

【交換部分】

敷居

ガラス

No. 9

半地下採光窓④

現状写真



No. 10

半地下採光窓④

【交換部分】

敷居



余 白

別添資料③ 西バルコニー写真



No. 1

西面バルコニー全体観



No. 2

西面バルコニー

交換対象手摺子

余 白



No. 1

東面バルコニー

笠木へ彫り込みはない

(H17年度修繕写真)



No. 2

東面バルコニー

地覆への彫り込みはない

(H17年度修繕写真)



No. 3

西面バルコニー

地覆彫り込みはない

(H24～H27年度改修工事写真)

※笠木への彫り込みないことが確認できる

写真がないが、東面バルコニーと同様に

笠木への彫り込みはないと思われる。



No. 4

正面バルコニー

地覆彫り込みはない

(H24～H27年度改修工事写真)



No. 5

正面バルコニー

笠木に彫り込みあり

(H24～H27年度改修工事写真)



No. 6

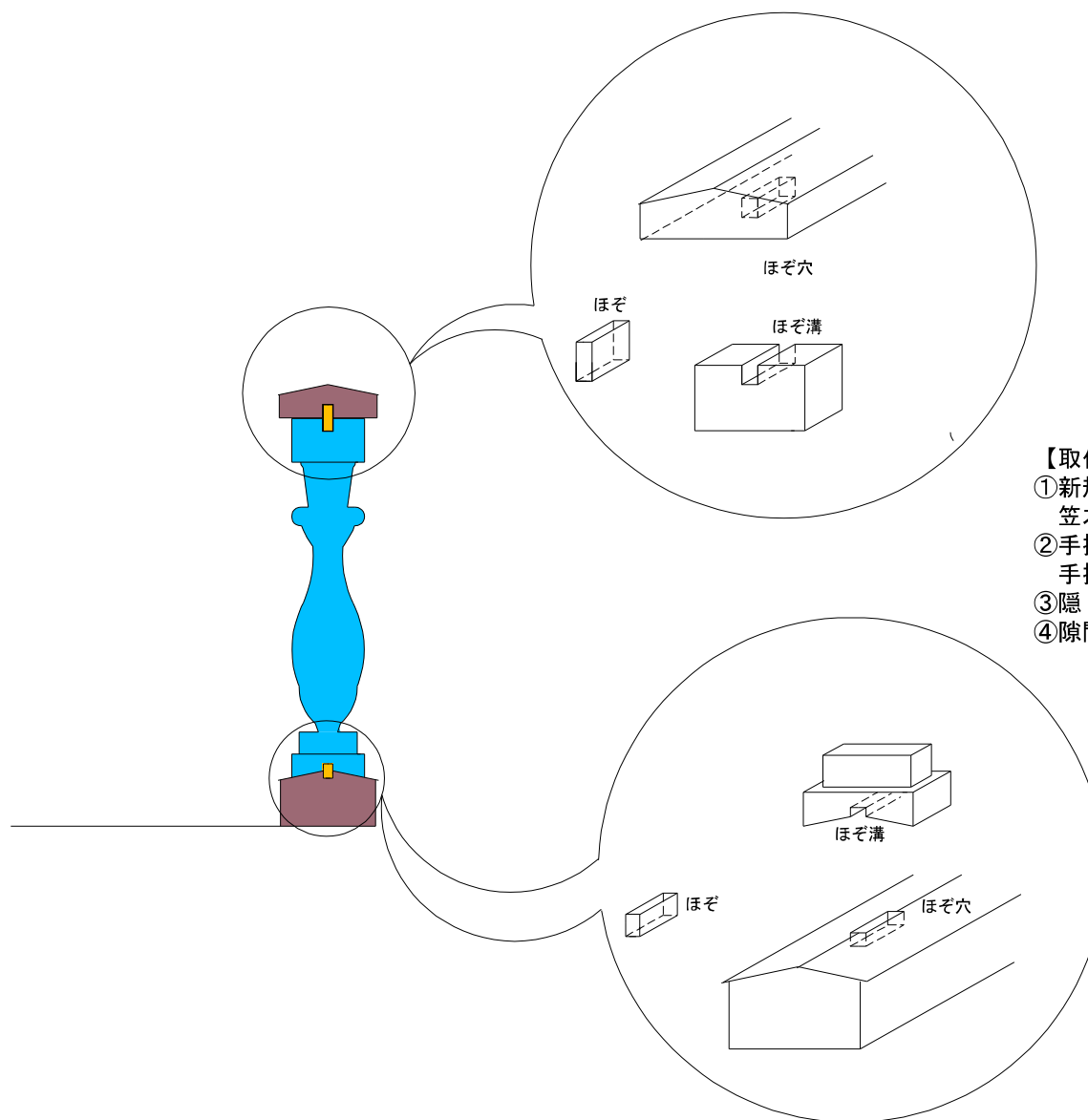
正面バルコニー

手摺子

(H24～H27年度改修工事写真)

笠木彫り込みへの差し込み部

別添資料⑤ 新規手摺子仕様、取付方法案



【取付方法】

- ①新規製作したほぞを
笠木・下棧の既存ほぞ穴に固定する。
- ②手摺子に溝を彫り込み、
手摺子をスライドして取り付ける。
- ③隠し釘で固定する。
- ④隙間ができた場合、埋木する。